



安全衛生委員会の**否定**を許さない!

Part2

安全衛生委員会の内容はどうやって知るの？労働安全衛生規則第23条(委員会の会議)

1. 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を毎月1回以上開催するようしなければならない。
2. 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。
3. 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、**委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。**
 - (1)常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
 - (2)書面を労働者に交付すること。
 - (3)磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- (4)事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

5月12日

労働者側委員



ある職場の安全衛生委員会

女性ロッカー室の窓が開かないため換気ができず、年中ジメジメしていて、カビが発生しています。環境に良くありません!

女性休養室のドライヤーの風量が弱く乾かすのに時間がかかります。睡眠時間確保のためにも風量の強いものを!

先日の安全衛生委員会で言ったことが実現したので、報告をコミュニケーションボードに貼り出したいのですが...

後日...

ダメだ!



えっ!?!なんで?

さらに後日...

皆さんの『声』を社友会から支社幹部へ相談し実現しました!

ご紹介します



女性ロッカー室に窓はあるが開けられない! 湿気や換気ができない! 年間を通じてジメジメ、カビが...



空気清浄除湿機の導入



ドライヤーはあるけど、風量が弱くて髪が乾かない! 早く寝たいけど、乾かすのに時間がかかる!



パワードライヤーの導入



業務支援パソコンの起動が遅く立ち上がるまで5~10分! 動作が重い! 何かできませんか?



端末の交換

引き続き皆さんの『声』を社友会から支社幹部、経営幹部へ伝えていきます。より良い職場づくりについて一緒に考えていきましょう

なぜか社友会掲示に!

「安全衛生委員会の内容を細かく掲示することはとても良いことです」というのが労働基準監督署の見解です。なのになぜ「労働者側安全衛生委員」の掲示の申し出は拒み、その内容が「社友会」掲示に載っているのでしょうか?
これは安全衛生委員会の否定です!

